

4 栽培基準 次の(1)から(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量の基準（上限）

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)		
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
食用作物	水稻		7	4	
	麦		3	6	
	大豆		5	1	
	小豆		4	1	
	そば		0	3	
	はとむぎ		3	7	
野菜	だいこん	露地春夏	6	8	
		露地秋冬	7	8	
		施設冬春	4	7	
	かぶ類	大かぶ	露地秋冬	6	14
		こかぶ		4	10
		赤かぶ	露地秋冬	6	10
		ひのな	露地	5	10
			施設夏	6	7
			施設秋冬	4	10
	にんじん		4	12	
	さといも		4	15	
	さつまいも		2	3	
	じゃがいも		2	8	
	やまのいも		5	23	
	ごぼう		4	10	
	ヤーコン		0	13	
	葉茎菜類	はくさい	露地春夏	10	17
			露地秋冬	10	20
		キャベツ	露地春夏	6	12
			露地秋冬	9	16
		ブロッコリー	露地秋冬	7	15
			春穫り	5	12
			初夏穫り	6	10
		なばな		4	10
		みずな		4	7
		しろな		4	7
		わさびな		4	7
		みぶな		4	8
こまつな		露地春夏	5	10	
		露地秋冬	5	12	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	5	
葉だいこん			4	6	
さんとうさい			4	6	
チンゲンサイ		春夏	4	8	
		秋冬	3	8	
ほうれんそう		露地春夏	4	8	
		露地秋冬	4	14	
		施設春夏	4	5	
	施設秋冬	3	8		
しゅんぎく	抜取り	2	5		
	初夏穫り	4	10		
	年内穫り (前作肥料影響あり)	4	7		
	年内穫り (前作肥料影響なし)	4	15		
	長期穫り (前作肥料影響あり)	6	10		
	長期穫り (前作肥料影響なし)	6	20		

区 分	農 作 物 名	作 型 等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)			
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)		
野 菜	葉茎菜類	レタス	結球	露地	8	10
			施設	5	8	
			非結球	露地	8	10
				施設	4	9
		ねぎ		細ねぎ・春	4	10
				細ねぎ・秋冬	3	10
				中ねぎ・冬穫り	4	12
				中ねぎ・春～秋穫り	10	12
				太ねぎ	8	16
			たまねぎ	7	13	
			アスパラガス	施設	5	24
			みつば		3	9
			ルッコラ		3	7
			うど		2	8
			たらの芽	ふかし促成	3	5
			ハーブ	バジル	2	5
				ミント	2	8
			ふき		2	13
			みょうが		2	7
			よもぎ		0	25
		にんにく		4	12	
		しそ		4	9	
		果菜類 果実的 野 菜	なす	露地	15	29
	施設長期			20	36	
	施設半促成			15	29	
	トマト		施設促成	22	24	
			施設半促成	8	22	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	14	7
				(前作肥料影響なし)	14	11
			施設夏秋	13	13	
	ミニトマト		施設長期	30	16	
			施設半促成	8	10	
			施設抑制	20	8	
			ピーマン	9	14	
			とうがらし類 (ししとう、青とう)	9	15	
	きゅうり		露地	13	15	
			施設半促成	17	31	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	15	22
	(前作肥料影響なし)			15	26	
			かぼちゃ	4	8	
	メロン		施設半促成	7	5	
			施設抑制	12	7	
			すいか	6	10	
いちご	露地		7	11		
	施設促成		13	10		
	スイートコーン		3	15		
	さやいんげん		3	8		
	実えんどう		4	15		
	えだまめ		4	3		
	うり (青うり、白うり)	6	10			
	かんぴょう	4	8			
	まくわうり	4	5			
	青パパイヤ	5	13			

区 分	農 作 物 名	作 型 等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)	
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)
果 樹	ぶどう	小粒系	12	6
		中粒系	12	7
		大粒系	12	3
	なし	早生	18	11
		中晩生	20	11
	もも		11	6
	うめ		5	7
	かき		10	10
	くり		8	8
	いちじく		6	7
	ベリー類		1	3
	温州みかん		8	10
	ゆず		6	10
	レモン		8	10
さくらんぼ(おうとう)		13	6	
パッションフルーツ		2	9	
工芸作物	茶		8	27
	なたね		0	7
	あおばな		0	2
	桑(食用)		0	12
花 き	きく	輪菊	16	15
		小菊	16	10
	ばら		35	41
	ゆり		6	2
	ストック	施設	9	9
飼料作物	飼料用稲(飼料用米、稲WCS)		5	3
	ソルガム		1	6
	いね科牧草		1	6
	トウモロコシ		3	6
	混播牧草(ペレアルイグラス、オーチャードグラス、クハ-等)		1	10

- 注) ①生産ほ場は、他のほ場と明確に区分しなければなりません。
- ②化学合成農薬・化学肥料を削減するために、代替技術を実施することが必要です。
- ③農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登録農薬を使用することが必要です。
- ④化学合成農薬・化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から、当該農産物の収穫終了時までの期間(種子、種苗および収穫物の調製を含む)において使用した量とします。
- ⑤化学合成農薬の使用量は殺菌剤、殺虫剤、除草剤などの延べ使用有効成分数とします。
(例 有効成分Aと有効成分Bの2成分が含まれる農薬を2回使用した場合は4成分と数えます)
- ⑥化学肥料の使用量は、使用した化学肥料の全窒素成分量とします。
例1 窒素成分15%の化成肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量 = $20\text{kg} \times 15/100 = 3\text{kg}$
例2 窒素成分15%(有機態窒素4%、化学肥料窒素11%)の有機質入り肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量 = $20\text{kg} \times 11/100 = 2.2\text{kg}$
- ⑦展着剤、特定農薬ならびに有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)表B.1に掲げる農薬は、化学合成農薬の延べ使用成分数に含めないものとします。
- ⑧遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子および種苗は使用できません。
- ⑨「春夏」「秋冬」「冬春」等の作型名は、収穫時期を基準としています。
- ⑩こまつな、チンゲンサイ、ほうれんそう、しゅんぎく、ねぎの作型は次のとおりとします。
・こまつな：春夏(4~9月播種)、秋冬(10~3月播種)
・チンゲンサイ、ほうれんそう：春夏(4~8月播種)、秋冬(9~3月播種)
・しゅんぎく：初夏穫り(3~4月播種)、年内穫り(7~8月播種、収穫期間3か月以内)、長期穫り(7~8月播種、収穫期間3か月以上)
・細ねぎ：春(2~4月播種)、秋冬(9~1月播種)
・中ねぎ：冬穫り(12~3月収穫)、春~秋穫り(左記以外)
- ⑪しゅんぎく、トマト施設抑制、きゅうり施設抑制の区分は次のとおりとします。
・「前作肥料影響あり」：前作になす、トマト、きゅうりのいずれかの作付がある場合
・「前作肥料影響なし」：上記以外または少量土壌培地耕の場合
- ⑫なす施設半促成の着果ホルモン剤の使用回数は1花に使用する回数とします。
- ⑬よもぎ、あおばな、桑(食用)は化学合成農薬の慣行的使用量が「0」のため、「環境保全型農業直接支払交付金」の対象となりません。